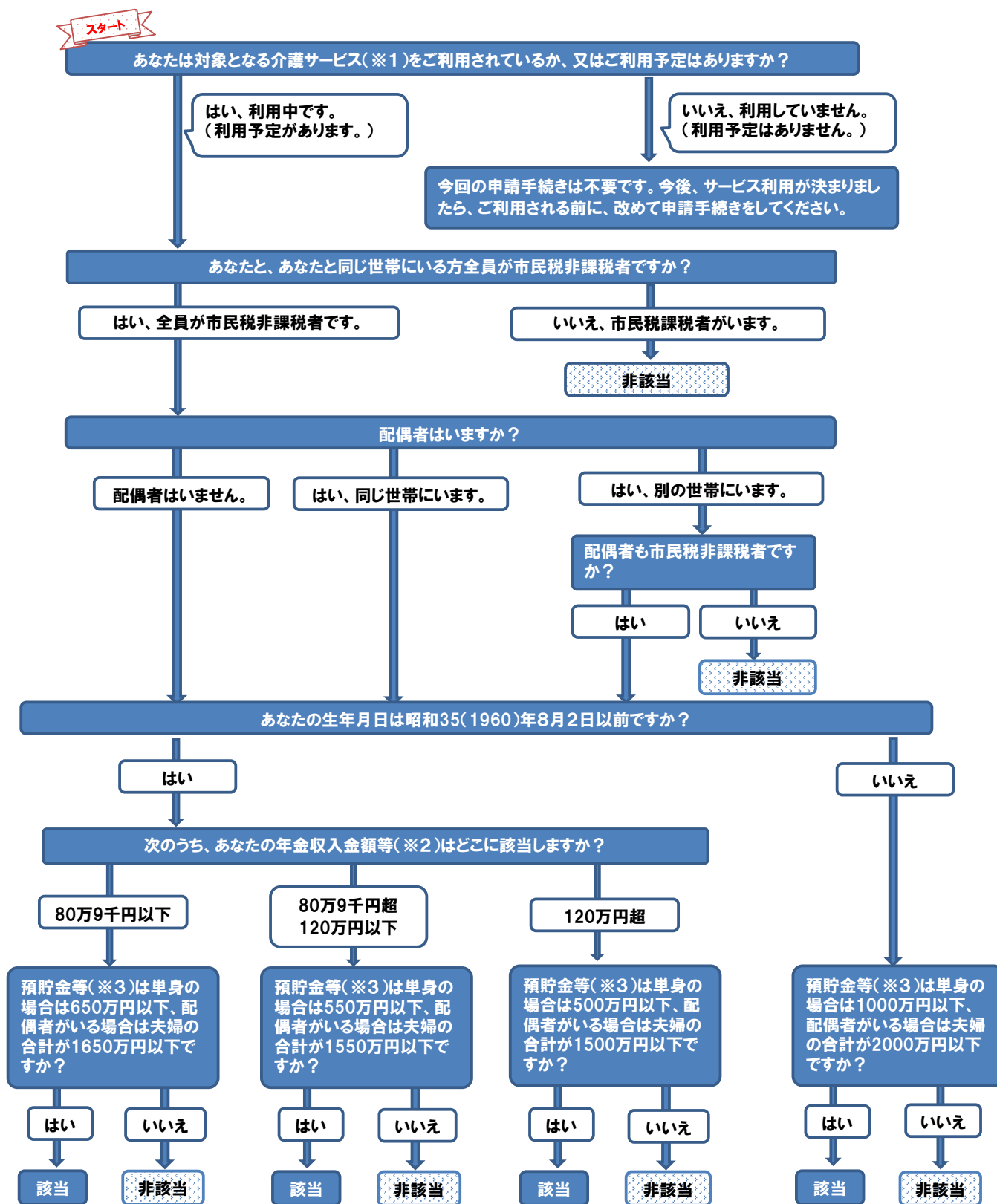


フロー図

○申請書をご提出いただく前に、下のフロー図で負担限度額認定証の交付対象になるかご確認ください。

○非該当となる方から申請書をご提出いただいても、負担限度額認定証は交付されません。



※1 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院への入所、またはショートステイ(介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護)の利用

※2 公的年金等収入額と非課税年金収入額(基礎年金、厚生年金、共済年金等の遺族年金又は障害年金)とその他の合計所得金額(税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額)から、給与収入に係る控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。)の合計

※3 預貯金、現金、有価証券等の額の合計から、負債(住宅ローンや借入金等)を差し引いた金額

(裏面もご確認ください。)

提出物チェックシート

申請書等をご提出いただく前に、再度、提出物についてご確認ください。

- ☐ 介護保険負担限度額認定申請書（裏面の同意書への記入も必要です。）

[illegible]

+

河野 登	
横浜市中区 区民	
介護保険制度の制度設計のために必要があるときは、官公費、年金保険料等又は銀行、国民年金その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に払及び払の配属者（官公費の専ら若しくは内債関係の者を含む。以下同じ。）の配賦状況及び所管する保険料の増及び有価証券等の売却について、報告を求めることに同意する。 また、国民年金の専ら若しくは、銀行等が報告することについて、払及び払の配属者が同意している若しくは銀行等に託しに頼む。	
令和元 年 5 月 15 日	
＜ 表 示 ＞	
氏 名	横浜市中区○〇町 2-2 三ヨハマパーク1001
氏 名	横浜 花子
＜ 親 類 等 ＞	
氏 名	横浜市中区○〇町 2-2 三ヨハマパーク1001
氏 名	横浜 太郎

（注）選挙の申請書により正に当該選挙区選定を受け、特定入河野選挙区に選挙の権利を受けた場合は、分属選挙区に属する選挙区に属し、最大限の加算を受けることができることになっていることとあります。

(表面)

(裏面)

- ☐ 被保険者と配偶者の資産額、名義人及び銀行名が確認できる書類

※被保険者が生活保護等を受給されている場合は提出不要です。

口座を複数お持ちの場合、確認書類（預貯金通帳等の写し）は、すべての口座について提出する必要があります。

- ・普通預金…通帳の名義人、銀行名が確認できるページ及び残高が確認できるページ
- ・定期預金…通帳の名義人、銀行名が確認できるページ及び預入金額が確認できるページ

※Web 通帳の場合は該当ページの印刷で可

みずほ普通預金通帳

〇〇支店
000 口座番号 0000000

横浜 太郎 様

MIZUHO

MIZUHO

みずほ銀行
www.mizuho.co.jp

横浜 花子

種

ゆうちょ銀行

総合口座通帳

通帳の表紙(例)

通算貯金 (源泉徴収関係)

4

源泉徴収税額

年 月 日	徴収額	貯 蓄 金 額	引 当 金 額	徴 収 金 額
17. 4. 10		1,987,654	987,654	1,000,000
17. 4. 15		450,000		1,450,000
17. 6. 30			950,000	1,300,000
17. 6. 15		450,000		1,650,000

2か月以内に
記帳しているもの

年 月 日 徴収額

17. 4. 10 1,987,654

17. 4. 15 450,000

17. 6. 30 950,000

17. 6. 15 450,000

17. 6. 30 1,300,000

17. 6. 15 1,650,000

源泉徴収 (徴収金) の金額に、「(マイナスイタム)」がある場合は徴収額を減らします。
 源泉徴収 (徴収金) の徴収額に (マイナスイタム) に記入するときは、徴収額の中に記入して頂く。

普通預金の最終記帳ページ(例)

[illegible]

定期預金の預入金額がわかるページ(例)

- ☐ 被保険者や配偶者に成年後見人や保佐人がいる場合は登記事項証明書のコピー

※被保険者や配偶者の成年後見人・保佐人だということが分かる箇所のコピーを添付してください。

□ 個人番号（マイナンバー）本人確認できる書類

※マイナンバーが分からないなどマイナンバーの記載が難しい場合は、申請書に個人番号は記載せずに提出してください。
その際、以下の書類は不要となります。

1 本人申請による場合

- (1) 本人及び配偶者それぞれの個人番号(マイナンバー)の確認について、いずれか1点。
 - ① 個人番号カード(裏面)
 - ② 通知カードまたは、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
- (2) 本人の身元(実存)の確認について
 - ① 個人番号カード(表面)
 - ② 官公署が発行した顔写真付きの書類1点 例：運転免許証、旅券(パスポート)、障害者手帳、在留カード等
 - ③ 官公署が発行した顔写真なしの書類2点 例：公的医療保険の被保険者証、年金手帳等

2 代理人申請による場合

代理人が申請を行う場合、「代理権確認」、「代理人身元(実存)確認」及び「本人の個人番号確認」が必要になります。その際にお持ちいただく書類は次のとおりです。

- (1) 代理権の確認について、①か②のいずれか。
 - ① 法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を証明する書類。
 - ② 任意代理人の場合：委任状。
- (2) 代理人の身元(実存)の確認について、①か②のいずれか。
 - ① 官公署が発行した顔写真付きの書類1点 例：個人番号カード(表面)、運転免許証、居宅介護支援専門員証、旅券(パスポート)、在留カード等
 - ② 官公署が発行した顔写真なしの書類2点 例：公的医療保険の被保険者証、年金手証等
- (3) 本人及び配偶者の個人番号(マイナンバー)確認について、①から③のいずれか。
 - ① 本人及び配偶者の個人番号カードまたはその写し
 - ② 本人及び配偶者の通知カードまたはその写し
 - ③ 本人及び配偶者の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し